

第 8 期鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業計画

介護保険制度の見直し等にかかる参考資料

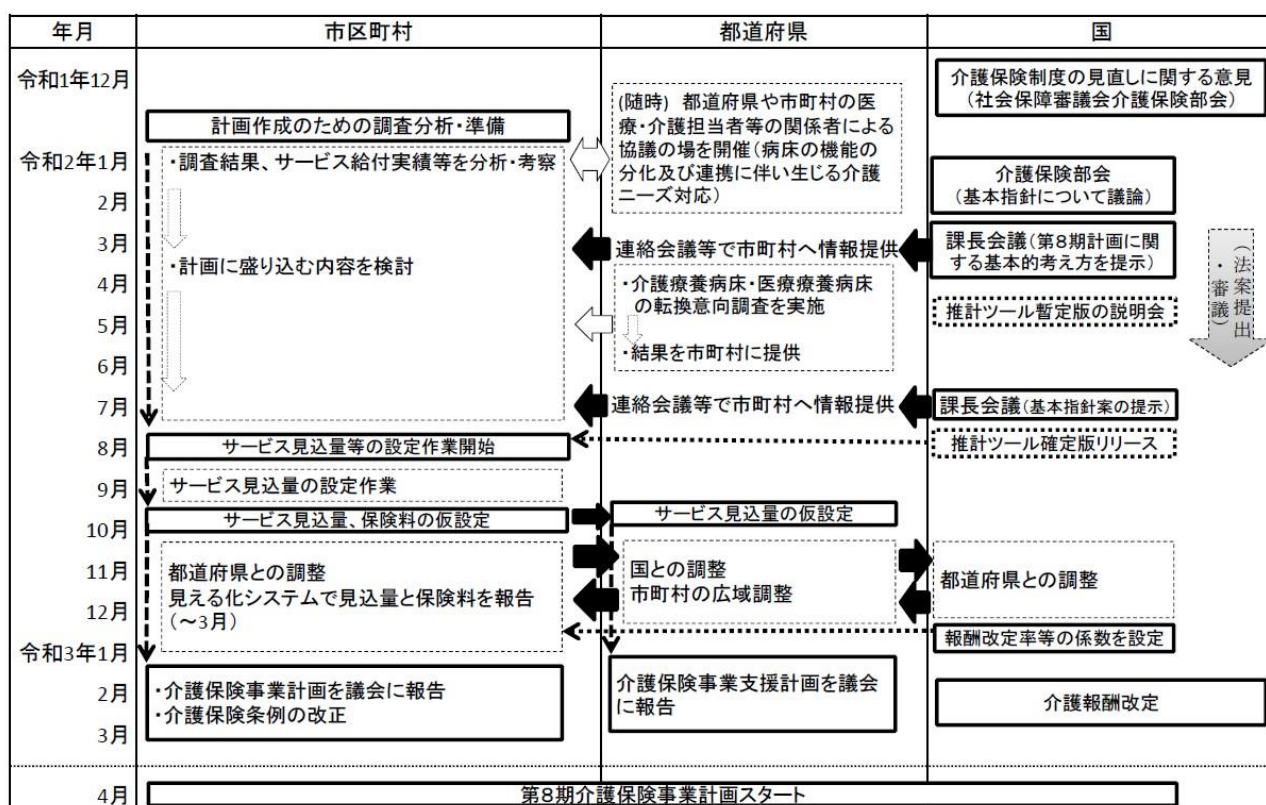
■基本指針について

○介護保険事業計画は、国が示す「基本指針」（介護保険法第 116 条）に即して定める必要があります。「基本指針」は介護保険サービスの提供のために定めるべき必要事項を示すほか、「地域包括ケア計画」として位置づけられる介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムを段階的に構築することを求めています。

○特に、第 8 期（令和 3 年度～5 年度）においては、第 7 期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第 8 期計画に位置付けることが求められます。

○基本指針の提示を含めた、現段階で示されているスケジュールは次の通りです。

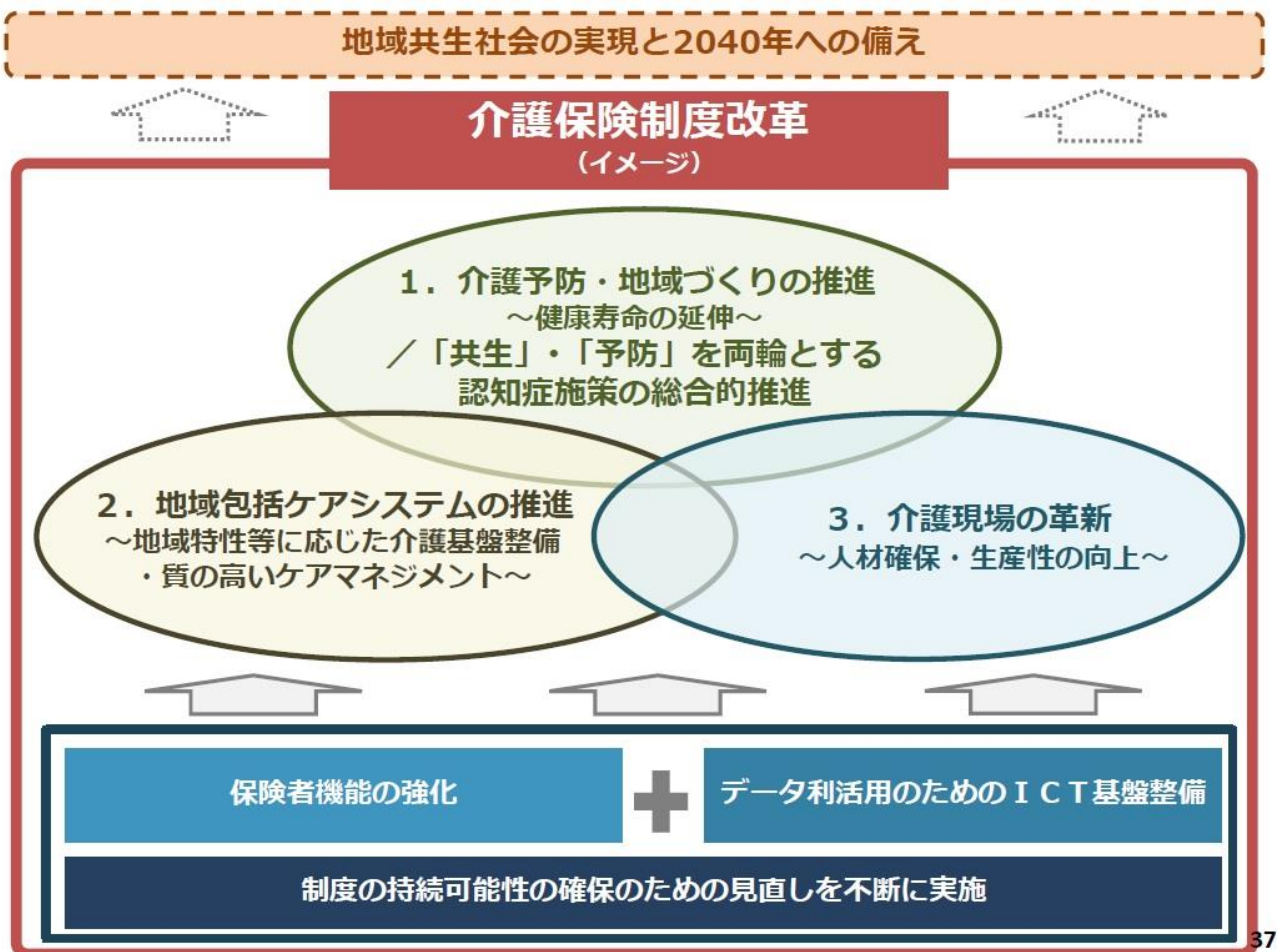
現段階における、第 8 期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R2.3.10)



■ 社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」

○ 社会保障審議会介護保険部会は、「地域共生社会の実現」に向けて、次のような制度見直しが必要としています。

- I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
- II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）
- III 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
- IV 認知症施策の総合的な推進
- V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新



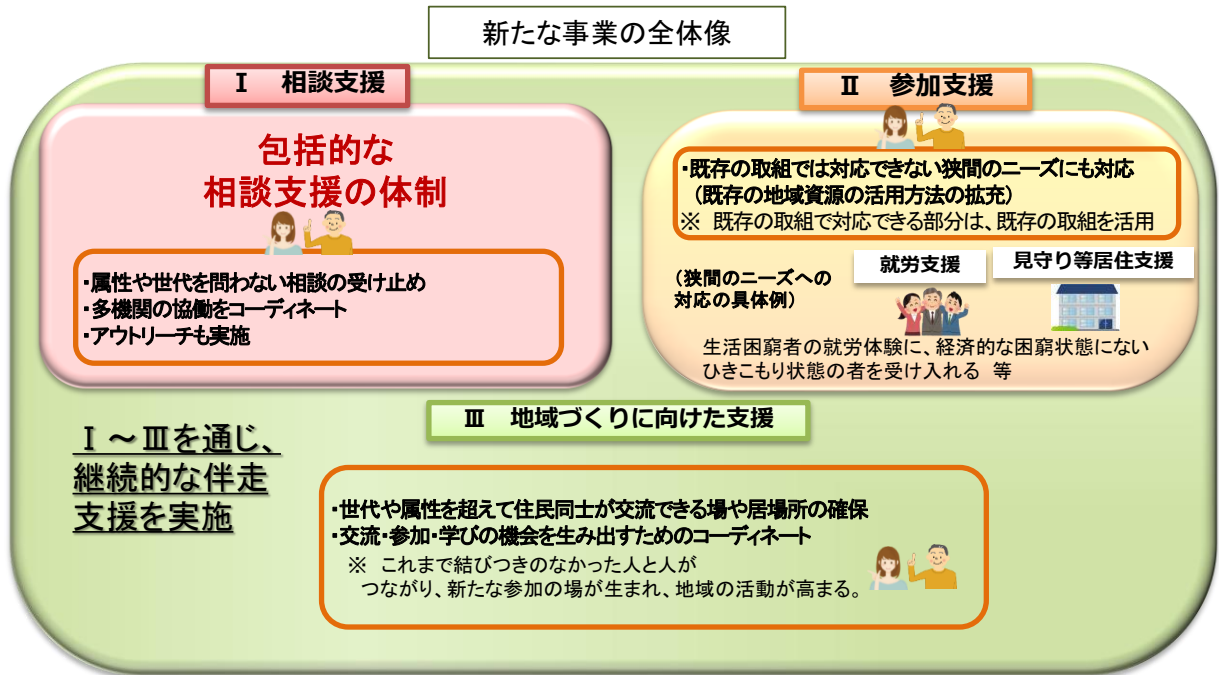
○ これらの意見を踏まえ、第8期の基本指針では、次の記載を充実することが提案されています。

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 2 地域共生社会の実現
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

■地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

○以上の検討と並行し、関連法律の改正案についても示されています。改正の概要は以下の通りであり、基本的に令和3年度から施行されることとなります。

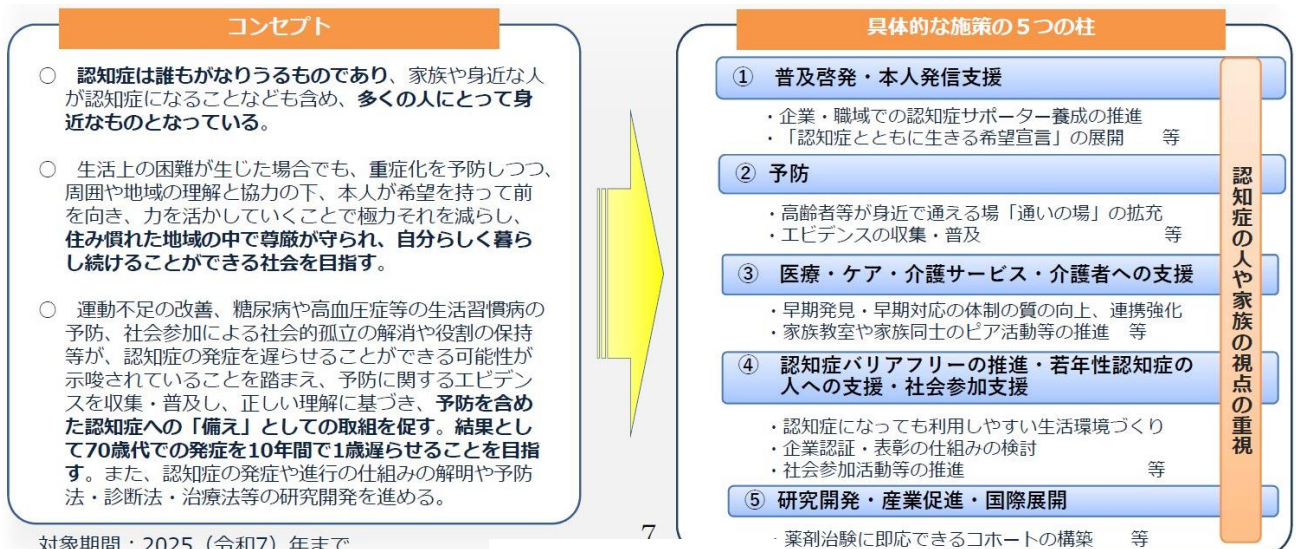
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】



2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

① 認知症施策の総合的な推進

- ➔ 努力義務として、地域における認知症の人への支援体制の整備や予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生を追加
- ➔ 介護保険事業計画の記載事項として、他分野との連携など、認知症施策の総合的な推進に関する事項を追加



②地域支援事業におけるデータ活用

→努力義務として、地域支援事業を実施するにあたっては、P D C Aサイクルに沿って、効果的・効率的に取組が進むよう、介護関連データを活用し、適切かつ有効に行うものとする

③介護サービス提供体制の整備

→介護保険事業計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しを勘案する

→介護保険事業計画の記載事項として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加

→有料老人ホームの情報の把握のための都道府県・市町村間の情報連携強化の規定を整備

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

①介護分野のデータ活用の環境整備

②医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

①介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減

→介護保険事業計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加

→有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための規定を整備

②介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置延長

→現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

○社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やN P O法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設